

千葉県地域防災計画

第3編 風水害等編

第 1 章 総 則

第 1 節 県土の保全

- | | |
|------|---------|
| 1 治水 | (風－1－3) |
| 2 治山 | (風－1－5) |
| 3 海岸 | (風－1－5) |

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 県土の保全

本県の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治 水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、築堤や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

県の境界線を通る江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。

＜資料編 8－3 河川法一・二級河川一覧表＞

県下各河川の特徴（利根川・江戸川を除く）

河川の地域区分	主 要 河 川 名	特 徴
利根川・江戸川 支川	坂川、座生川、亀成川、 長門川、根木名川、小野川、 黒部川、清水川 等	1 北部は利根川、西部は江戸川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、北部又は西部の低地に流れ利根川・江戸川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでおり、台地部では西から都市化が進行してきている。 4 台地部の都市化の進展により流出増を招き、下流河川への負担を大きくしている。 5 洪水時には、水防活動が重要な地域である。
東京湾沿岸 河川	真間川、海老川、都川、 村田川、養老川、小櫃川、 小糸川 等	1 北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。 2 下総台地を水源とする河川は東京湾沿岸平野を流れ、東京湾に注いでおり、下流部は潮位の影響を受けやすい。 3 都市化が最も進んでいる地域であり、河川の水環境は悪化し、緑地等も減少している。 4 河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地になっている。 5 全域において都市化が進み、水害の発生頻度が高い状況にある。

河川の地域区分	主 要 河 川 名	特 徴
九十九里河川	新川、栗山川、木戸川、 作田川、真亀川、南白亀川、 一宮川 等	1 西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。 2 河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。 3 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。 4 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。 5 氾濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。
上総丘陵河川	養老川、小櫃川、小糸川、 湊川、夷隅川 等	1 豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地帯となっている。 2 上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生している。 3 上流部は砂防河川に指定されている区域が多い。 4 洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。
安 房 河 川	佐久間川、岩井川、平久里 川、長尾川、加茂川、丸山 川、大風沢川 等	1 急峻な地形が大部分を占め、平地が少なく、地すべり地帯を形成している。 2 小河川が多く、丘陵部の上流は砂防河川として改修を行っている。 3 急流河川のため局所的な河床変動が生じている。 4 観光開発に伴う流出増が懸念される。
湖 沼	印旛沼、手賀沼	1 排水が不良の低湿地地帯にあり、出水時には機械排水を行っている。

2 治 山

本県の山岳地帯は、安房郡市一帯と君津地域の一部に限られるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水氾濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をしばしばもたしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海 岸

本県の海岸線の総延長は河川の河口部を含め約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要があるものは、約302kmである。

本県の海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域はおもに高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による侵食とに分けられる。従って、保全施設の構造についてもこの特性に応じて、内湾地帯は緩傾斜護岸、外房地帯には緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

また、幕張新都心、京葉臨海工業地帯などの後背地保全のためにも、高潮対策が特に重要視されている。

＜資料編8－6 海岸法 海岸保全区域一覧表＞